

# 第66期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時

開催場所 大阪府中央区今橋四丁目4番11号  
一般社団法人 大阪倶楽部 4階  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および  
社外取締役を除く。）に対する譲渡制限  
付株式の付与のための報酬決定の件

目次	招集ご通知	1
	議決権行使についてのご案内	3
	株主総会参考書類	5
	事業報告	20
	連結計算書類・計算書類	45
	監査報告書	49

インターネット等および書面による議決権行使期限  
2023年6月22日（木曜日）午後5時45分まで

証券コード：4368  
2023年6月7日

株主各位

大阪市中央区高麗橋四丁目3番10号  
**扶桑化学工業株式会社**  
代表取締役社長 杉田 真一

## 第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第66期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://fusokk.co.jp>



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4368/teiji/>



電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「扶桑化学工業」または証券コードに「4368」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日時	2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場所	大阪市中央区今橋四丁目4番11号 一般社団法人 大阪倶楽部 4階（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p><b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件</p> <p><b>第2号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p><b>第3号議案</b> 監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p><b>第4号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>
4. 議決権の行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の電子提供措置掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症の収束は不透明でありますので、本株主総会に出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえご来場くださいますようお願い申し上げます。また、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- 当日ご出席される株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

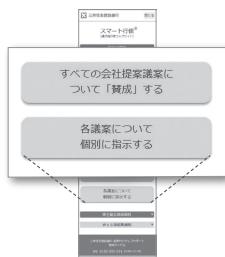
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

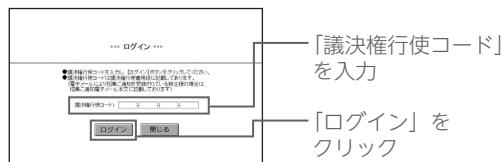
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

## 第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分ににつきましては、長期にわたり安定的に株主の皆様へ報いるという基本方針のもと、企業体質の強化ならびに今後の事業展開を勘案して行うこととしております。

第66期の期末配当金につきましては、当期の業績を踏まえ、下記のとおり1株につき33円とさせていただきますたく存じます。

なお、中間配当金（1株につき30円）を加えた年間配当金は、1株につき63円となります。

### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金33円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、金1,163,036,622円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月26日といたしたいと存じます。

## 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）の任期が満了いたします。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふじ おか みさこ 藤岡実佐子 (1955年4月22日生)	1988年 6月 当社社外取締役 1999年 3月 帝國製薬株式会社代表取締役 2011年 3月 同社代表取締役社長（現任） 2017年 6月 当社代表取締役会長（現任） 2020年 6月 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	122,802株

再任

### 重要な兼職の状況

帝國製薬株式会社 代表取締役社長  
朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

### 【取締役候補者とした理由】

藤岡実佐子氏は、帝國製薬株式会社において代表取締役社長を現任しており、会社の経営全般に関して豊富な知識・経験を有していることから、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	すぎ 杉 田 真 一 (1955年10月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1980年 4月 藤沢薬品工業株式会社（現アステラス製薬株式会 社）入社 2005年 4月 当社入社 2006年 4月 当社ライフサイエンス事業部営業開発本部 企画開発部長 2012年 7月 当社執行役員 当社電子材料本部長 兼 京都事業所長 2019年 2月 当社管理本部副本部長 2019年 6月 当社取締役 当社管理本部長 兼 イノベーション推進室管掌 2020年 6月 当社代表取締役社長（現任）	10,103株

### 【取締役候補者とした理由】

杉田真一氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性ならびに事業所長および管理本部長としての管理業務より得た知見を活かし、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	まさ うじ はる お <b>政 氏 晴 生</b> (1967年3月23日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再 任</div>	1990年 4月 当社入社 2005年 7月 当社電子材料事業本部電材営業開発部長 2008年 2月 当社電子材料事業部門電子材料本部長 2008年 7月 当社執行役員 2010年 7月 当社上席執行役員 当社電子材料事業部長（現任） 2011年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社常務取締役 2020年 6月 当社専務取締役（現任） 当社イノベーション推進室管掌	27,152株

**【取締役候補者とした理由】**

政氏晴生氏は、電子材料事業における経験と専門性を活かし、経営全般について社長を補佐し運営をサポートしていることから、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

## 株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	たに むら たか し <b>谷村隆史</b> (1964年11月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	1989年12月 当社入社	
		2008年 2月 青島扶桑精製加工有限公司上海支店長	
		2008年 8月 FUSO (THAILAND) CO., LTD.社長	
		2011年 5月 当社ライフサイエンス事業部アジア事業開発本部長 兼営業部長	
		2013年 4月 当社ライフサイエンス事業部長	
		2013年 7月 当社上席執行役員	
		2014年 6月 当社取締役	29,167株
		2019年 4月 当社常務取締役 当社ライフサイエンス事業部管掌 兼 企画開発室長	
		2020年 6月 当社専務取締役 (現任) 当社ライフサイエンス事業部管掌 兼 企画開発室管掌	
		2021年 4月 当社国際事業部長 (現任)	

### 【取締役候補者とした理由】

谷村隆史氏は、ライフサイエンス事業における経験と専門性を活かし、経営全般について社長を補佐し運営をサポートしていることから、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
-------	--------------	---------------------	----------------

5

すぎもと もと き  
**梶本 源 樹**  
(1968年11月11日生)

再 任

1992年 4月 当社入社  
2010年 4月 当社電子材料事業部営業開発部長  
2015年 7月 当社執行役員  
当社ライフサイエンス事業部営業開発部長  
2019年 4月 当社ライフサイエンス事業部長 (現任)  
2019年 6月 当社取締役 (現任)

2,667株

【取締役候補者とした理由】

梶本源樹氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

6

ふじ おか あつし  
**藤 岡 篤**  
(1988年5月4日生)

再 任

2019年11月 当社入社  
2020年 3月 帝國製薬株式会社取締役 (現任)  
2020年 7月 当社執行役員  
当社企画開発室長 (現任)  
2021年 6月 当社取締役 (現任)

22,100株

重要な兼職の状況

帝國製薬株式会社 取締役

【取締役候補者とした理由】

藤岡篤氏は、企画開発室長としての経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

## 株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	ひやくしま はかる 百 嶋 計 (1958年12月20日生)	1981年 4月 大蔵省（現財務省）入省 1999年 7月 東京国税局査察部長 2011年 7月 国税庁長官官房審議官 2012年 7月 名古屋国税局長 2015年 4月 独立行政法人造幣局理事長 2018年 4月 財務省大臣官房審議官 2019年 4月 追手門学院大学経営学部経営学科教授（現任） 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任） 2019年 6月 株式会社大阪ソーダ社外取締役（現任） 2019年10月 京都大学公共政策大学院非常勤講師 2020年 6月 住友理工株式会社社外監査役（現任） 2021年 3月 公益財団法人国立京都国際会館評議員（現任） 2022年 6月 当社社外取締役（現任）	75株

社 外   独 立   再 任

### 重要な兼職の状況

追手門学院大学経営学部経営学科教授  
 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員  
 公益財団法人国立京都国際会館評議員  
 株式会社大阪ソーダ社外取締役  
 住友理工株式会社社外監査役

### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

百嶋計氏は、財務省等で要職を歴任しており、税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点からその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 百嶋計氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 百嶋計氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年であります。
  4. 当社は、百嶋計氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反を認識して行った行為の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  6. 百嶋計氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める独立性判断基準は、16頁に記載のとおりであります。
  7. 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

## 第 3 号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役平田文明氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ひら た ふみ あき <b>平 田 文 明</b> (1955年6月3日生)	1981年 4月 武田薬品工業株式会社入社 2006年 6月 三井化学ポリウレタン株式会社 (現三井化学株式会社) 取締役研究所長 2009年 4月 三井化学株式会社 理事 2012年 5月 同社理事 鹿島工場長 2016年 4月 エムシー工業株式会社 (現三井化学エムシー株式会社) 代表取締役社長 2021年 6月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)	530株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">独 立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>		

## 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

平田文明氏は、化学品業界での豊富な経営の経験と幅広い見識を有しており、当社が展開する事業について専門的な知識を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、監査等委員としてその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平田文明氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 平田文明氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年であります。
4. 当社は、平田文明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております (ただし、法令違反を認識して行った行為の場合を除く)。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契

---

約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 平田文明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める独立性判断基準は、16頁に記載のとおりであります。
7. 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

# 株主総会参考書類

## 【ご参考】取締役スキルマトリックス

第2号議案および第3号議案記載の取締役候補者を原案どおりご承認いただいた場合の取締役のスキル・経験等は、以下のとおりであります。また、当社取締役会における社外取締役の割合は、3分の1以上（10名中4名）となります。

氏名	会社における地位	社外	独立	委員会		取締役の主なスキル・経験等							
				監査等	人事報酬諮問	企業経営	サステナビリティ・ESG	技術研究製造	営業マーケティング	グローバルビジネス	財務会計	人事労務	法務・リスクマネジメント
藤岡 実佐子	代表取締役会長					○	○					○	○
杉田 真一	代表取締役社長					○		○	○		○	○	
政氏 晴生	専務取締役					○		○	○				
谷村 隆史	専務取締役					○		○		○			
梶本 源樹	取締役							○	○	○			
藤岡 篤	取締役					○	○			○			
百嶋 計	取締役	○	○			○					○		○
木下 善樹	取締役監査等委員	○	○	◎	◎		○					○	○
平田 文明	取締役監査等委員	○	○	○	○	○		○	○				
江黒 早耶香	取締役監査等委員	○	○	○	○		○			○		○	○

※各委員会の◎は委員長

### 【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員を当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の項目のいずれにも該当しない場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ることといたします。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者（※1）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（※2）とする者またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
- ⑥ 当社グループの現在の主要株主（直接または間接に10%以上の当社の議決権を保有）または主要株主が法人の場合には当該法人の業務執行者
- ⑦ 当社グループが主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有）である会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（※5）またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑨ 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付または助成を受けている者（その者が、法人、組合等の団体である場合は、当該法人の業務執行者）
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間に於いて上記②～⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①～⑪に該当する者（重要な者（※6）に限る）の配偶者または二親等以内の親族

（※1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であり、業務執行取締役のほか、使用人も含む。（監査役は含まない）

（※2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える支払いを、当社グループから受けた者。

（※3）当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。

（※4）多額の金銭その他の財産とは、①その者が個人の場合には、役員報酬以外の当社グループからの支払額が直近事業年度において年間1,000万円以上、②法人その他の団体の場合には、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。

（※5）主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関。

（※6）重要な者とは、①業務執行者については、取締役、執行役および執行役員、②監査法人および法律事務所等については、所属する公認会計士、弁護士、その他法人に所属する理事・役員ほか、客観的・合理的に重要性を持つと判断される者。

### 第 4 号議案

#### 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、または、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を行う方法

本議案に基づき対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間18,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額60百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

なお、上記②の方法による場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、人事報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は6名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は6名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 当社は、対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (3) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 当社は、役務提供期間開始後から譲渡制限期間満了時点までの間に、対象取締役が法令、社内規程または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### 【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を報酬等として付与し、または、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものです。

当社は2023年5月開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は事業報告の「3.会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載のとおりであります。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（2023年3月31日時点）に占める割合は0.05%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、経済活動の正常化が進み回復傾向で推移しました。一方でウクライナ問題は長期化し、世界的にインフレは継続しています。また、中国経済の動向や欧米の利上げによる景気後退懸念、米国の銀行破綻による信用不安の拡大、経済安全保障リスクも高まり、経済への影響が懸念される状況が継続しています。日本経済においても、社会活動の制限解除により経済の持ち直しの動きが見られますが、物価上昇による消費動向の落ち込みが懸念されるほか、日銀の政策変更により今後の利上げによる景気後退懸念が高まるなど、依然として先行きは不透明な状況が継続しています。

当社の事業環境としましては、食品関連市場は底堅く推移しましたが、半導体市場においては中長期的な成長は見込まれるものの、足元ではメモリー市場を中心に落ち込みが顕在化し、関連する工業分野でも停滞の動きが見られました。

このような情勢下、当社グループは引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底したうえで事業の継続に注力するとともに、成長を維持するため、拡販・価格改定などの営業活動の強化、研究施設の拡充などの研究開発体制を強化し新製品開発に取り組みました。さらに、原料資材の安定確保、既存設備の維持・強化による供給体制の強化を進めると共にコストダウンや効率化を図りました。また、進行中の大型製造設備投資計画を推進し、さらなる供給体制の強化を進めています。加えて、就業環境や社内体制の整備等、ガバナンスの強化を推進し、経営基盤の一層の強化にも取り組みました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、68,459百万円（前連結会計年度比22.8%増、12,698百万円増）となりました。利益面では、営業利益は18,930百万円（同25.9%増、3,895百万円増）、経常利益は19,740百万円（同27.3%増、4,230百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,129百万円（同29.7%増、3,239百万円増）となりました。

売上高、営業利益は、後述の各セグメントの要因により増収増益となりました。経常利益は、営業利益の増加に加え円安による為替差益が計上されたことで増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益計上の影響も加わり増益となりました。

以下、部門別に営業の概況をご説明いたします。

### 【ライフサイエンス事業】

ライフサイエンス事業の業績は、外部顧客に対する売上高が37,803百万円（前連結会計年度比20.3%増、6,372百万円増）、営業利益は7,403百万円（同49.9%増、2,463百万円増）となりました。

主力製品のリンゴ酸の需要は、景気後退の影響はあるものの価格改定や円安の効果もあり売上高は増加しました。工業用途の製商品は、当連結会計年度下期より世界的な景気後退の影響が顕在化しつつあり、需要が落ち込みました。日本においては、原料価格の高騰は一時ほどではないものの前連結会計年度に比べ上昇しました。そのため販売価格が原料価格に連動する契約となっている製品の販売単価が上昇し、売上の増加要因となりました。輸入商品価格は当連結会計年度上期において高騰していましたが、下期には円安の影響があるものの急激に低下したため、適正な販売価格の改定を継続し、収益の維持に努めました。海外子会社においても、原料価格の高騰に対して価格改定を実施し、販売促進の取り組みによる売上増加、円安による円換算後の増加効果もあり、売上高は増加しました。その結果、セグメント全体の売上高は前連結会計年度を上回りました。営業利益は、世界的な原料価格の高騰、円安による輸入価格の上昇、エネルギー価格の上昇、物流費増加等のコストアップの影響があったものの、売上高の増加により、前連結会計年度を上回り増収増益となりました。

### 【電子材料および機能性化学品事業】

電子材料および機能性化学品事業全体の業績は、外部顧客に対する売上高が30,655百万円（前連結会計年度比26.0%増、6,326百万円増）、営業利益は13,394百万円（同15.3%増、1,782百万円増）となりました。

主力製品の超高純度コロイダルシリカは当連結会計年度下期に半導体市場停滞の影響を受けましたが、年間での需要は堅調に推移しました。また、半導体の微細化の進展により最先端分野での需要は増えており、採用も増加しています。さらに、原料価格の変動に対する販売価格改定や円安効果が売上高の増加要因となりました。加えて、在宅勤務の普及によるトナー需要減退の影響を受けていたナノパウダーの需要は回復し、セグメント全体の売上高は前連結会計年度を上回りました。営業利益は、原料価格やエネルギー価格の上昇が製造コストに大きく影響し、物流費を中心として販売費及び一般管理費も増加したものの、売上高の増加、増産によるコストダウン効果、生産設備に係る減価償却費の減少により、前連結会計年度を上回り増収増益となりました。

## ■ 事業区分別売上高

セグメント	金額 (千円)	前連結会計年度比 (%)	構成比 (%)
ライフサイエンス事業	37,803,853	20.3	55.2
電子材料および機能性化学品事業	30,655,539	26.0	44.8
合計	68,459,392	22.8	100.0

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は20,838,009千円であり、セグメント別では次のとおりであります。

〔ライフサイエンス事業〕	1,222,364千円
〔電子材料および機能性化学品事業〕	19,533,193千円
〔全社〕	82,452千円

ライフサイエンス事業における主な設備投資は、当社における十三工場からの移転に係る大阪工場の設備工事およびPMP Fermentation Products, Inc.における製造設備の増設工事でありませ

ず。電子材料および機能性化学品事業における主な設備投資は、当社における京都事業所および鹿島事業所の超高純度コロイダルシリカ製造設備および付帯設備の建設工事であります。

全社における主な設備投資は、当社における各種システム更新等によるものです。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業展開において、以下を重点的テーマとして取り組んでまいります。

##### 【ライフサイエンス事業】

2023年度は新規開拓した販売網の強化、生産数量の拡大を目指し、当社の果実酸ビジネスをさらに推し進めてまいります。また、国際食品安全マネジメントシステム「FSSC22000」を継続して取得することで、世界基準での品質の高さをアピールし更なる販売数量の拡大を見込んでおります。

次世代新製品として取り組んできたコート果実酸(有機酸の油脂コーティング品)は、2022年度に新規採用が実現しました。今年度は国内外での更なる採用を目指し営業開発活動を加速させていきます。更に、2022年度に上市した新しいコンセプトの次世代新製品であるテクノアシッドA(粉末酢酸)、テクノアシッドF(易溶化フマル酸製剤)、ウェルドゥS(グルテンフリー食品用製剤)も、顧客での評価は高く、今年度には生産体制の確立と早期の販売を目指して取り組んでいきます。また製品ラインナップを充実させる一方、十三工場機能を大阪工場へ集約させ生産体制の効率化を図っております。2023年3月大阪工場に当該設備が完成しており、5月から製造を開始、今年度中には十三工場での生産を終了する予定です。

海外では、青島扶桑精製加工有限公司が昨年に上海食品調味料開発センターを開設しています。青島のテストキッチンと併せて活用することによって、中国国内でのFFAビジネス(果実酸の特徴を活用したビジネス)の更なる拡大を目指していきます。またFUSO (THAILAND) CO., LTD.でもタイ国内のみならず、経済成長が著しい周辺国での活動を強化し、ローカル食品でのFFAビジネスの拡大を進めていきます。米国にあるPMP Fermentation Products, Inc.では、今年度にグルコン酸ソーダの増産設備投資により製造能力が2割増強します。拡大する北米需要を取り込み、シェア拡大に努めてまいります。

以上のように、国内外において市場・顧客動向を捉え、生産供給体制の拡充、新製品開発と早期戦列化、並びに中長期課題への適切な対応によって、さらなる売上および利益の拡大に取り組んでまいります。

### 【電子材料および機能性化学品事業】

コロナ禍の拡大を経て、半導体の需要は大きく伸長しました。それに伴い当社の超高純度コロイダルシリカの販売も計画を上回る結果となっております。この市場傾向が継続していくこと、各国家・地域が半導体に対する政策を打ち出していることを勘案し、当社では、半導体の生産量は増加すると予測しております。また、半導体の微細化の進展や高積層化によるウェハプロセスケミカルの需要量も、増加基調が継続されるものと見込んでおります。

この需要の増加に対応しつつ、BCP(事業継続計画)の観点から増設した鹿島事業所内の新設備は、2023年4月に稼働を始めております。本設備は、2018年に京都第一工場および第二工場に完成した超高純度コロイダルシリカ生産設備と同じ高度な技術を集結した仕様で、製造条件を高精度にコントロールする事が可能であり、益々厳しくなるお客様の品質要求に応える事ができます。また、旺盛な需要に対応するため、2024年4月に完工予定の京都事業所第二工場の設備増強、その先の2025年7月完工予定として鹿島事業所にさらなる追加設備を計画しております。2023年4月からの鹿島事業所の稼働と併せて、生産能力を現状の1.5倍以上に強化する予定です。

研究開発におきましては、従来どおりケイ素化学を基軸として多方面への事業展開を推進しております。半導体分野では微細化、高集積化が益々進んでおり、それらのニーズに対応すべく、様々な大きさの粒子や硬さの粒子、表面修飾した粒子等の製品開発を続けていきます。

半導体研磨用途以外の新分野への製品開発や今後のグローバルな研究活動への拡大を見据え、京都事業所内の研究所を神戸市内へ移設し、新たな研究拠点として2022年7月に開所させております。東京研究所と共に、今後も積極的に経営資源を投下し、当社グループのコア技術である超高純度コロイダルシリカの合成技術を活かし、新規技術の研究開発を行ってまいります。

## 【中期経営計画“FUSO VISION 2025”の進捗状況】

当社は2021年5月7日に2025年度を最終年度とする中期経営計画“FUSO VISION 2025”を発表し、各戦略目標達成に向け取り組んでまいりました。

中期経営計画2年目の決算期末を迎え、これまでの進捗を確認いたしました。策定時の想定に比べ、為替相場の円安傾向への変動、原料価格の高騰、および半導体微細化の更なる進展等の、市場環境の目まぐるしい変化が、当社を取り巻く事業環境にポジティブな影響を与えました。加えて、当社グループ一丸となってその事業環境の変化に対して対応策を講じてまいりました。その結果、業績が中期経営計画策定当初の想定を大きく上回りました。

つきましては、今後の事業環境の見通し及び足元の業績動向を踏まえ、現行の中期経営計画“FUSO VISION 2025”の最終年度（2025年度）の経営目標を変更することといたしました。なお、最終年度の経営目標以外の経営方針や施策については、現行の中期経営計画“FUSO VISION 2025”に記載の内容から変更はございません。

区 分	当初計画	修正計画	当連結会計年度 (第66期)
売上高	580億円	850億円	684億円
営業利益	140億円	190億円	189億円
償却前営業利益	200億円	300億円	232億円

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 63 期 (2020年3月期)	第 64 期 (2021年3月期)	第 65 期 (2022年3月期)	第 66 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	41,310	42,209	55,760	68,459
営業利益 (百万円)	8,830	9,632	15,034	18,930
経常利益 (百万円)	8,954	9,746	15,509	19,740
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,014	6,808	10,890	14,129
1株当たり当期純利益 (円)	197.56	191.75	308.08	400.90
総資産 (百万円)	69,222	76,032	92,009	113,528
純資産 (百万円)	60,289	66,169	75,303	87,502

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しております。

## ② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 63 期 (2020年3月期)	第 64 期 (2021年3月期)	第 65 期 (2022年3月期)	第 66 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	34,034	35,412	46,166	57,017
営業利益 (百万円)	6,655	7,754	12,288	15,113
経常利益 (百万円)	8,113	9,222	13,970	17,578
当期純利益 (百万円)	6,737	6,776	10,162	13,042
1株当たり当期純利益 (円)	189.76	190.88	287.48	370.05
総資産 (百万円)	63,532	69,678	84,011	103,084
純資産 (百万円)	54,945	60,245	67,427	78,096

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扶桑コーポレーション	60,000千円	100.0%	化学薬品等の販売
青島扶桑精製加工有限公司	4,000千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
青島扶桑貿易有限公司	200千米ドル	100.0%	保税区内での化学薬品等の貿易
扶桑化学（青島）有限公司	7,500千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
PMP Fermentation Products, Inc.	3千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	111,000千バーツ	100.0%	化学薬品等の製造、販売

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

## 事業報告

### (7) 主要な事業の状況（2023年3月31日現在）

当社グループの事業の概要は次のとおりであります。

区 分		主要製品（事業）
ライフサイエンス事業	果実酸類 有機酸類	リンゴ酸、クエン酸、グルコン酸、フマル酸等の果実酸類および無水マレイン酸等の有機酸を中心に製品構成しております。果実酸類は飲料、加工食品に使用する酸味料、pH調整剤、酸化防止剤等の食品分野での用途を中心に、洗剤、化粧品、表面処理剤、コンクリート用混和剤、電子機器等の工業分野での用途に至るまで幅広く使用されております。
	応用開発商品	果実酸等の当社グループ製品を原料として、食品分野、工業分野に幅広く用途開発する商品であり、① 麺食品の品質改良剤、② 加工食品の日持ち向上剤、③ 食品製造メーカーにおけるトータル・サニテーション、④ 金属加工の改善等に用いられております。
電子材料および機能性化学品事業	電子材料	研磨剤原料用途として利用されている超高純度コロイダルシリカを中心に製品構成しております。この製品は半導体業界を中心に需要があり、微細化、高集積化される次世代半導体集積回路の製造に必要なCMP（化学的機械的平坦化）スラリーにも対応しております。
	機能性化学品	プラスチック、塗料の添加剤および香料、化粧品の原料としての用途に使用される樹脂添加剤や、精密化学薬品製造の技術を活かしたファインケミカルを販売しております。

(8) 主要な営業所および事業所・工場 (2023年3月31日現在)

扶桑化学工業株式会社	当社	本社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目3番10号
		東京本社	東京都中央区
		新大阪事業所	大阪府大阪市
		京都事業所 京都第一工場	京都府福知山市
		京都事業所 京都第二工場	京都府福知山市
		鹿島事業所	茨城県神栖市
		神戸研究所	兵庫県神戸市
		東京研究所	神奈川県川崎市
		大阪工場	大阪府堺市
		十三工場	大阪府大阪市
株式会社扶桑コーポレーション	子会社	本社	大阪府大阪市
青島扶桑精製加工有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
		支店	中国上海市
青島扶桑貿易有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
扶桑化学(青島)有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
PMP Fermentation Products, Inc.	子会社	本社	アメリカ合衆国イリノイ州ペオリア市
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	子会社	本社	タイ国バンコク都

## 事業報告

### (9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ライフサイエンス	501名	15名増
電子材料および機能性化学品	312名	34名増
全社（共通）	46名	5名増
合計	859名	54名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（常用パートタイマーを含んでおります。）であります。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
538名	47名増	42.3歳	12.8年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。）であります。

### (10) 借入先の状況（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,511,000株 (うち自己株式267,466株)
- ③ 株主数 4,569名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社壽世堂	5,596,265	15.88
帝國製菓株式会社	3,328,000	9.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,021,600	8.57
株式会社薫風舎	2,085,900	5.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,782,100	5.06
大阪中小企業投資育成株式会社	1,490,625	4.23
有限会社帝産	1,375,000	3.90
株式会社日本触媒	1,186,500	3.37
公益財団法人赤澤記念財団	1,000,000	2.84
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	813,692	2.31

(注) 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

## 事業報告

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤岡実佐子	帝國製菓株式会社 代表取締役社長 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
代表取締役社長	杉田真一	
専務取締役	政氏晴生	電子材料事業部長
専務取締役	谷村隆史	国際事業部長
取締役	梶本源樹	ライフサイエンス事業部長
取締役	藤岡篤	企画開発室長 帝國製菓株式会社 取締役
取締役	百嶋計	追手門学院大学経営学部経営学科 教授 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員 公益財団法人国立京都国際会館 評議員 株式会社大阪ソーダ 社外取締役 住友理工株式会社 社外監査役
取締役 （監査等委員）	木下善樹	弁護士 木下善樹法律事務所代表 株式会社リヒトラブ 社外取締役
取締役 （常勤監査等委員）	平田文明	
取締役 （監査等委員）	江黒早耶香	弁護士 シティユーワ法律事務所 ケイアイスター不動産株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役百嶋計氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役（監査等委員）木下善樹氏、平田文明氏および江黒早耶香氏は、社外取締役であります。  
 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平田文明氏を常勤の監査等委員として選定しております。  
 4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
 ①2022年6月24日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、赤澤敬敏氏および木山静美氏は取締役（監査等委員）を退任いたしました。

- 
- ②2022年6月24日開催の第65期定時株主総会において、百嶋計氏は取締役、江黒早耶香氏は取締役（監査等委員）に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。
5. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動はありません。
  6. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動はありません。
  7. 取締役百嶋計氏ならびに取締役（監査等委員）木下善樹氏、平田文明氏および江黒早耶香氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役百嶋計氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）ならびに子会社の取締役および監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、本定時株主総会の「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年5月開催の取締役会において改定しております。また、独立社外取締役を委員長とした人事報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬は、人事報酬諮問委員会に報酬内容を諮問し、答申を受けております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや人事報酬諮問委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### イ. 報酬限度額

当社の取締役の金銭報酬につきましては、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会での決議により、取締役は10名以内で、その限度額は年額700百万円（うち社外取締役分年額100百万円）であります。

なお、本定時株主総会の「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合、社外取締役を除く取締役につきましては、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額が年額60百万円かつ年間18,000株となる予定です。

##### ロ. 報酬の割合

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、月例報酬である基本報酬（定期同額給与）と取締役賞与によって構成されています。取締役賞与は、業績連動賞与とその他賞与からなり、併せて各役職の年間報酬額の3～5割程度を基準としております。

また、本定時株主総会の「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合、社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、月例報酬である基本報酬（定期同額給与）と取締役賞与に加えて、譲渡制限付株式報酬を支給する予定です。固定報酬：取締役賞与：譲渡制限付株式報酬の割合は、57：33：10程度を基準としております。

社外取締役の報酬は、月例報酬である基本報酬で構成されており、原則として取締役賞与の支給はありません。

### 八. 基本報酬（定期同額給与）

取締役の基本報酬額は、各取締役の役割・期待値等を総合的に勘案し、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。基本報酬は、役職ごとに月額基本報酬の中心となる金額を定め、その金額を中心に上下20%までに調整幅を制限しております。

### 二. 業績連動賞与とその算定方法

業績連動賞与の算定方法については、監査等委員会が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。業績連動賞与は、定時株主総会終了後に算定し支給しております。

社外取締役を除く取締役の業績連動賞与の算定方法は、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

また、取締役のその他賞与の額は、当期の業績のほか各取締役の貢献度等を総合的に勘案して、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。

### ホ. 業績連動賞与の指標と算定方法

取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.02388%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております（1万円未満切捨て）。ただし、基準額の上限値は6,240千円とし、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が17,400百万円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。

### ハ. 業績連動賞与に係る指標の選定理由

当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。

### ト. 非金銭報酬等の内容

当社は、当事業年度においては非金銭報酬等を支給しておりません。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬については、本定時株主総会の「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」をご承認いただいた場合は、第67期役員報酬から、一定の期間中継続

---

して当社の取締役等の地位にあることを条件として、退任・退職時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

チ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

## 事業報告

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役	318	176	141	7
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(0)	(1)
取締役 (監査等委員)	31	31	0	5
(うち社外取締役)	(31)	(31)	(0)	(5)
合 計	350	208	142	12
(うち社外役員)	(38)	(37)	(0)	(6)

(注) 1. 上表には、2022年6月24日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員2名 (いずれも社外取締役) を含んでおります。

2. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る指標は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額であり、その実績値は24,559,739千円であります。当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。業績連動賞与は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.02388%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております (1万円未満切捨て)。ただし、基準額の上限值は6,240千円とし、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が17,400百万円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額700百万円以内 (うち社外取締役分年額100百万円以内) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名 (うち社外取締役1名) であります。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名であります。
6. 取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役百嶋計氏は、追手門学院大学経営学部経営学科教授、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員、公益財団法人国立京都国際会館評議員、株式会社大阪ソーダ社外取締役および住友理工株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）木下善樹氏は、木下善樹法律事務所代表および株式会社リヒトラブ社外取締役を兼務しておりますが、当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）江黒早耶香氏は、シティユーワ法律事務所に勤務し、また、ケイアイスター不動産株式会社社外取締役を兼務しておりますが、当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

### ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。

## 事業報告

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況および社外取締役 に期待される役割に関して 行った職務の概要
取締役	百嶋 計	9回中8回	—	主に税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、取締役会において、財務会計・リスクマネジメントに寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。
取締役 (監査等委員)	木下 善樹	13回中13回	13回中13回	主に弁護士としての専門的見地から、監査等委員会委員長を務め、取締役会および監査等委員会において、内部統制システムおよび財務諸表の監査に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員長を務めました。
取締役 (監査等委員)	平田 文明	13回中13回	13回中13回	主に化学品業界の経営者としての豊富な経験から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	江黒早耶香	9回中9回	10回中10回	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上や国際的なビジネス、知財管理に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。

- (注) 1. 当事業年度開催の取締役会は13回、監査等委員会は13回であり、取締役百嶋計氏および取締役（監査等委員）江黒早耶香氏の就任以降開催された取締役会は9回、取締役（監査等委員）江黒早耶香氏の就任以降開催された監査等委員会は10回であります。
2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が当事業年度に6回あり、取締役百嶋計氏および取締役（監査等委員）江黒早耶香氏の就任以降に5回ありました。

- 
- ④ 子会社において受け取った役員としての報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況に関する事項

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

2006年6月23日開催の第49期定時株主総会において定款を変更し、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定めをしております。

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人との間に、その事業年度における報酬等の額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

### (3) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「気候変動対応支援業務」等について対価を支払っております。

**(5) 解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

**(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項**

該当事項はありません。

**(7) 当該事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項**

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## ■ 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>55,344,047</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,908,669</b>
現金及び預金	23,412,586	支払手形及び買掛金	3,294,849
受取手形及び売掛金	14,968,781	未払金	1,983,822
棚卸資産	16,040,657	設備関係未払金	13,775,370
その他	936,534	未払法人税等	3,301,849
貸倒引当金	△14,513	賞与引当金	690,054
<b>固定資産</b>	<b>58,184,824</b>	役員賞与引当金	71,800
<b>有形固定資産</b>	<b>54,301,501</b>	修繕引当金	356,024
建物及び構築物	9,418,074	その他	434,899
機械装置及び運搬具	6,240,614	<b>固定負債</b>	<b>2,117,377</b>
土地	6,913,458	退職給付に係る負債	1,624,715
建設仮勘定	30,938,084	繰延税金負債	191,191
その他	791,270	長期設備未払金	167,408
<b>無形固定資産</b>	<b>1,346,426</b>	その他	134,062
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,536,896</b>	<b>負債合計</b>	<b>26,026,047</b>
投資有価証券	691,304	(純資産の部)	
長期前払費用	366,419	<b>株主資本</b>	<b>84,225,957</b>
繰延税金資産	1,173,700	資本金	4,334,047
退職給付に係る資産	102,262	資本剰余金	4,820,722
その他	203,209	利益剰余金	76,183,899
貸倒引当金	△0	自己株式	△1,112,711
<b>資産合計</b>	<b>113,528,872</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,276,866</b>
		その他有価証券評価差額金	188,739
		繰延ヘッジ損益	△3,019
		為替換算調整勘定	3,091,146
		<b>純資産合計</b>	<b>87,502,824</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>113,528,872</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		68,459,392
売上原価		40,048,359
売上総利益		28,411,033
販売費及び一般管理費		9,480,422
営業利益		18,930,611
営業外収益		
受取利息及び配当金	160,358	
為替差益	616,034	
その他	45,513	821,906
営業外費用		
支払手数料	1,757	
減価償却費	3,089	
投資事業組合運用損	6,525	
その他	1,046	12,420
経常利益		19,740,097
特別利益		
固定資産売却益	46	
投資有価証券売却益	384,435	
補助金収入	4,200	388,682
特別損失		
固定資産除却損	29,142	
減損損失	17,315	46,458
税金等調整前当期純利益		20,082,321
法人税、住民税及び事業税	6,114,620	
法人税等調整額	△161,758	5,952,861
当期純利益		14,129,459
親会社株主に帰属する当期純利益		14,129,459

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## ■ 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>44,058,236</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,073,097</b>
現金及び預金	17,476,449	支払手形	6,774
売掛金	13,296,144	買掛金	3,190,610
商品及び製品	9,971,336	未払金	1,649,202
仕掛品	582,472	設備関係未払金	13,775,128
原材料及び貯蔵品	1,792,209	未払費用	198,332
その他	941,266	未払法人税等	3,075,935
貸倒引当金	△1,643	賞与引当金	639,255
<b>固定資産</b>	<b>59,026,729</b>	役員賞与引当金	71,800
<b>有形固定資産</b>	<b>51,474,964</b>	修繕引当金	356,024
建物	7,301,688	その他	110,032
構築物	919,145	<b>固定負債</b>	<b>1,915,410</b>
機械及び装置	5,099,255	退職給付引当金	1,620,894
車両運搬具	43,117	長期設備未払金	167,408
工具、器具及び備品	630,186	その他	127,107
土地	6,787,206	<b>負債合計</b>	<b>24,988,507</b>
リース資産	11,958	(純資産の部)	
建設仮勘定	30,682,406	<b>株主資本</b>	<b>77,910,662</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,162,819</b>	<b>資本金</b>	<b>4,334,047</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,388,945</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>4,820,722</b>
投資有価証券	691,304	資本準備金	4,820,722
関係会社株式	2,269,307	<b>利益剰余金</b>	<b>69,868,604</b>
出資金	14,373	利益準備金	103,680
関係会社出資金	1,145,699	その他利益剰余金	69,764,923
繰延税金資産	1,681,410	圧縮積立金	78,619
その他	586,849	別途積立金	8,233,979
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	61,452,325
<b>資産合計</b>	<b>103,084,966</b>	<b>自己株式</b>	<b>△1,112,711</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>185,796</b>
		その他有価証券評価差額金	188,739
		繰延ヘッジ損益	△2,943
		<b>純資産合計</b>	<b>78,096,459</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>103,084,966</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		57,017,799
売上原価		34,108,918
売上総利益		22,908,880
販売費及び一般管理費		7,795,791
営業利益		15,113,089
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,825,343	
受取手数料	148,798	
為替差益	488,974	
その他	9,996	2,473,112
営業外費用		
投資事業組合運用損	6,525	
その他	1,046	7,572
経常利益		17,578,629
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	384,435	
補助金収入	4,200	388,637
特別損失		
固定資産除却損	28,827	
減損損失	17,315	46,143
税引前当期純利益		17,921,122
法人税、住民税及び事業税	5,039,000	
法人税等調整額	△160,000	4,879,000
当期純利益		13,042,122

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

扶桑化学工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 仲下寛司  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 北池晃一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、扶桑化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

扶桑化学工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 仲下寛司  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 北池晃一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

扶桑化学工業株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 木下善樹 ㊟

常勤監査等委員 平田文明 ㊟

監査等委員 江黒早耶香 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



### 会場

大阪市中央区今橋四丁目4番11号  
一般社団法人 大阪倶楽部 4階  
電話 (06) 6231-8361

### 交通機関

地下鉄 御堂筋線「淀屋橋駅」下車  
京阪本線「淀屋橋駅」下車  
9号・10号出口より徒歩3分  
地下鉄 四つ橋線「肥後橋駅」下車  
5-A出口より徒歩5分

### お願い

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。

■ お土産の配布を取りやめさせていただきます。